

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第4期第1回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和6年5月30日（木）午前10時00分～12時00分
開催場所		区役所本庁舎9階 第1委員会室
議 題		1. 開会 2. 区長挨拶 3. 委嘱状交付及び委員自己紹介 4. 会長・副会長の選任 5. 諮問 6. 議事 (1) 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて (2) 第4期子どもの権利委員会の運営について (3) 子どもの権利について (4) 子どもの権利に関する区の取り組みについて (5) 子どもの権利普及・啓発の取り組みについて (6) 子ども若者総合計画(令和7年度～11年度)の施策の体系（案）について 7. 閉会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 1人
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	森田 明美、内田 塔子、高田 慶子、佐藤 妙子、比金 敏彦、八尋 崇、飯塚 昇、上野 大典、北條 直子、大伍 将史
	関係理事者	子ども家庭部長、児童相談所長、教育部長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、庶務課長、指導課長（代理）、放課後対策課長、教育センター所長
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課

提出された 資料等	資料 1	委員名簿
	資料 2	諮問書
	資料 3	豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて
	資料 4	第 4 期豊島区子どもの権利委員会の運営について
	資料 5	豊島区子ども・若者総合計画の改定スケジュール
	資料 6	子どもの権利に関する区の取り組みについて
	資料 7	子どもの権利普及・啓発等の取組について
	資料 8	「豊島区子ども・若者総合計画(令和 7 年度～11 年度)」の 施策の体系(案)について
	参考資料	豊島区子ども・若者総合計画(令和 2～6 年度)
	参考資料	豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果報告書
	参考資料	豊島区子どもの権利に関する条例 一般用パンフレット
	参考資料	豊島区子どもの権利に関する条例 マンガ版パンフレット
	参考資料	豊島区子どもの権利に関する条例 学習用パンフレット
	参考資料	「としま子どもの権利相談室」周知用リーフレット
	参考資料	「としま子どもの権利相談室」周知用カード

審 議 経 過

【開 会】

- ・ 区長挨拶
- ・ 委嘱状交付及び委員自己紹介
- ・ 会長・副会長の選任

【協議事項】

事務局 本委員会に対して、区長からの諮問

区長 【諮問文 読み上げ】

事務局 恐れ入りますが、区長は公務の都合上、ここで退席させていただきます。

（区長退席）

では、議事に入らせていただきます。このあとの進行は、会長にお願いいたします。

会長 次第に沿って、まず議事の（１）の豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて、事務局よりご説明願います。

事務局 【資料３ 説明】

会長 この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

（発言なし）

では、次の議事に移りたいと思います。議事の（２）の第４期豊島区子どもの権利委員会の運営について、事務局よりご説明願います。

事務局 【資料４、５ 説明】

会長 ２年間のスケジュールについてご説明いただきました。この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。まず、これまでの取組みの視点からはいかがでしょうか。

委員 今までやってきた中で、一番問題なのは、計画を立てて実行してみてどうだったのか、どのくらい子どもの生活や、大きく見れば区全体の区民の生活の意識が変わったのか、行動が変わったのか、学校教育の中で何が変わったのかを検証しなければならないことです。これが実は一番捉えにくいことであり、どうやって検証したらよいのかわかりにくいことでもあります。このあたりのことから今後の計画の方針を立てられるかなと思います。

委員 スケジュールの12月に行われる意見聴取が大事だと思いますが、この時だけでなく、日常的に聞くという私たちの姿勢が大事です。私は昨年度の子ども会議の傍聴を2回させていただきました。8月の子ども達からの報告会と、1月の行政からのフィードバックの回でしたが、普及啓発の取組みに関わる子ども達のアイデアがかなり出てきていました。このような子どもの声を聞ける機会に委員が参加して、そこで聞いてきたことをこの場で皆さんに共有をして計画に反映させていくといったことをやろうと思っています。皆さんも日常的に子どもと関わる現場をお持ちだと思いますので、そこでキャッチした子どもの声をぜひ共有していただいて、計画に落とし込んでいけるとよいのではないかなと思いました。

会長 第3期も委員としてご参加されているお二人からお話を伺いました。
他にはいかがでしょうか。

委員 私はこの4月から豊島区に来ましたが、前任区では教育指導課長をしていました。子どもを主体的に動かすということについては、いま全国的な話題になっている制服の問題や校則の問題を自分事として捉えて考えるという場を作ってきたつもりなのですが、子ども達にはまだ自分事として考える力はまだついていないように見えます。意見表明ができる子はいいますが、そうできる子の意見だけが子どもの意見として取り上げられる場面が多々あるようにも思います。ですので、まずは子ども達に自分事として考えてもらうことをやっていかなくてはならないと思います。

会長 自分事として考える力について、豊島区の小学生はいかがでしょう。

委員 やはり個人差が大きいなということはいつも感じています。進んで考え取り組む子もいますし、そういう子にくっついていく子もいます。今年は、自分で考える、自分で判断するということをテーマにした活動を少しずつやっていきたいと思っています。

会長 保護者の立場ではいかがですか。

委員 主体性をもって意見を言えるお子さんはいますが、豊島区の取組みのようなアバター等のキャラクターに関心がある子の中には、相手が人間ではなくAIやチャットボットであるほうが自由に意見を言いやすい場合もあると思います。そういった意見のすべてが良いものとは限りませんが、数多く吸い上げるという意味では、アバターの活用は良い方法だと思います。

委員 小学生は低学年と高学年といった年齢による認識の差はかなり大きいと思います。子ども自身が子どもの権利に対してどれくらい意識、理解できているか、親の立場としては実感としてはまだ少ないように思います。リーフレットなどで定期的にこういうものがあるよと周知していけたらいいと思いますし、親自身も、子どもの権利とは何かをわかっているようで実はわかっていないと感じています。

委員 このリーフレットや計画案は理念としては素晴らしいけれど、その一方で、相談をした結果どうなったのかとか、改善されたのかといった情報がないので、子どもによっては、相談しても無駄だと思ってしまうこともあるかもしれません。区内の過去の情報などで、どのよう

に相談した結果、改善されたのかという情報も含めて記載できるとより相談や権利主張がしやすくなるのではないかなと思いました。

会長 ありがとうございます。それでは、議事の（３）の「子どもの権利について」に移りたいと思います。これから皆様と子どもの権利保障の観点から議論を進めていくわけですが、まず「子どもの権利」について皆様と理解を深め、認識を共有できる時間を設けたいと思います。

（「子どもの権利」について講義）

それでは、議事の（４）の子どもの権利に関する区の取組及び（５）子どもの権利普及・啓発の取り組みについてについて、事務局よりご説明願います。

事務局 【資料６、７ 説明】

会長 この件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員 昨年度、一生懸命項目を考えてアンケート調査をしたのですが、ここでは内容や結果についてとくに言及されておりませんが、なにか一言加えてお配りしたらどうでしょうか。

会長 アンケート調査については、次回、事前に概要を送ってもらい意見を出し合うということではいかがでしょうか。大人だけでまず少し具体的な議論をして、調査に協力してくれた子ども若者の皆さんに概要で返すことが大事だと思うので、どうやって返すかを次の回で進めるということでしょうか。

子ども家庭部長 来月より本格的に計画案の検討に入ります。その際にアンケートの結果を踏まえて詳細な説明をさせていただきます。そして、何らかの形でお返しをすることを検討したいと思います。

会長 別の自治体では、調査対象となった子どもたちが卒業してしまったので、その子たちに返すにはどうしたらよいか大問題になりました。

子ども家庭部長 調査は無記名なので、子どもに直接お返しすることができないため、学校、ホームページ、SNSも含めて、「こういう声をいただいて、こう受け止めています」といったことを発信していきたいと思います。

会長 回収率が20%を切っていますよね。どこの自治体でもそうで、どうしたら回答率を上げることができるかは大人の努力結果が次につながっていくと思います。

委員 私も同じように考えていました。今期の取組みではアンケートのフィードバックを大事に

していきたいと思っています。直接返すのは難しいので SNS 等で広報するというのは大前提として、たとえば子ども会議などの場でお返しするなど、直接返すための工夫ができないかなと思います。読みたくなるような視覚的な工夫も含めて、わかりやすく伝えることが必要です。尊重というときに、事前にわかりやすく情報を伝えることは必要不可欠ですので、ぜひご相談をして一緒にやっていききたいと思っています。

子ども若者課長 区としてもしっかり受け止めて、子ども達にもしっかり伝えられるようなものを作りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 すべてに通じる大きな課題だと思います。どういうふう to 作成するかというところに大人の本気度が表れます。どうやったら子ども達に伝わるか。子ども達の文化は変わってきているので、そこに合わせた広報をするなど、具体的な大人達の努力が問われるところです。

委員 それこそ、作成するときに子どもにも入ってもらい、意見を聞いて作るほうが早いかなと思います。

会長 様々な手法があると思いますので、検討のうへ進められたらと思います。
続きまして、議事の（6）、子ども若者総合計画(令和 7 年度～11 年度)の施策の体系（案）について、事務局よりご説明願います。

事務局 【資料8 説明】

会長 この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員 この 6・7 月にかけて計画の体系を検討していくときに、先ほどのアンケートのフィードバックと一緒に、計画についての意見を聞く場を作ったらどうかなと思いました。このアンケート調査の結果を子どもに返すだけじゃなくて、そこで一緒に、計画って何なのかということを中心に子どもに分かりやすく伝えるかということも大事で、これからの 5 年 10 年というところを見据えて、豊島区の子どもの日常生活がより良くなるよう、みんなの意見も聞こうとしていますということを伝えながら意見聴取をする場にできないでしょうか。やるなら、それが一つの大人の本気度かなと思うところです。協力をしてくださる学校があれば 1 校 2 校。それに加えて、児童館、プレーパーク、子ども食堂といった、学校ではないところを 1 か所。最初はそのくらいで始めて、そこで子どもの意見を直接聞いたものをここに持ち帰って、計画について協議するときの土台にするようなことをやれると、もっと進むかなと思います。

事務局 どういう場所、やりかたで受け入れられるか、検討したいと思います。

委員 ここ 5 年 10 年でも、子ども達はだいぶ変わっていますし、子ども達を取り巻く環境も変わっています。保護者の方たちのご意見あるいは生活様式ですとか、価値観もそうですね。いまは外国籍のお子さんも多いので、私達も学んでいかなければ対応ができないということで、このようなパンフレットで、子どもに対する私たち委員の対応の仕方ということで、コンプライアンス講習をしました。私が、皆さんは知って理解しているだろうなと思っていたこと

も、実は知らないで集まっているということがまず分かりました。さらに言いますと今のお子さんたちも多様化しています。先ほどアンケートのフィードバックの件がありましたが、子どもは時間軸が非常にスピーディーだと思うので、やはりスピーディーに返さないと反映がされないのではないかなと思いました。

会長 若者や若者を支援している方と協働できれば良いですね。

委員 子どもの意見を聞くということがずっと出ていますけれども、子どもの意見を聞くということを保護者は知りません。保護者や若者に子どもの権利を話したときに、「何それ、自分のことさえ保障されてないのにどうして子どもの権利を？」と言われてしまいました。この意識調査も子どもに関することで、子どもの話を聞くということが中心に書いてありますが、大人側の意識改革が必要なんじゃないかなということを非常に感じました。

会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第4期第1回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

以上